

公共サービス改革基本方針 別表（改定）（抄）

平成19年10月26日閣議決定

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1) 科学技術研究調査	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務 【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間	総務省
	○ 科学技術研究調査については、引き続き民間競争入札を実施することとし、平成19年度の事業の評価等を踏まえて、対象業務の範囲、複数年度契約等事業の内容等について、監理委員会と連携して所要の見直しを行った上で、平成20年4月から落札者による事業を実施する。	
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。	総務省
(3) その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査	○ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査（仮称）（承認統計調査）について、実査業務の民間開放を行うこととし、法の対象業務とすることも含め監理委員会と連携してその具体的内容の検討を行い、平成19年11月末までに結論を得る。	総務省
	○ 民間給与実態統計調査（指定統計調査）について、平成20年度に行う包括的な民間委託の検討を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。	財務省
	○ 文部科学省所管のすべての指定統計調査について、地方公共団体からの要望、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、地方公共団体における民間開放の実施を推進するための措置を平成20年3月までに講じる。	文部科学省
	○ 社会福祉施設等調査（承認統計調査）、介護サービス施設・事業所調査（承認統計調査）及び就労条件総合調査（承認統計調査）について、平成20年度から法の対象業務とすることとし、対象業務の範囲、契約期間等具体的検討を行う。	厚生労働省
	○ 牛乳乳製品統計調査（指定統計調査）及び生鮮食料品価格・販売動向調査（承認統計調査）について、平成20年度から法の対象業務とすることとし、対象業務の範囲、契約期間等具体的な検討を行う。	農林水産省

<p>(3)その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査 (つづき)</p>	<p>○ 経済産業省企業活動基本調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷・配布、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成19年12月目途に入札公告し、平成20年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成20年4月から平成21年3月までの1年間</p>	<p>経済産業省</p>
	<p>○ 鉄道車両等生産動態統計調査(指定統計調査)について、平成20年度に行う調査系統の見直し等を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。 宿泊旅行統計調査(承認統計調査)について、民間事業者による平成19年3月からの実施状況等を踏まえ、法の対象業務とすることも含め監理委員会と連携して民間開放についての検討を行う。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(4)(独)統計センター</p>	<p>○ (独)統計センターの実施している業務については、符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証の結果を踏まえ、同業務を法の対象業務とすることについて監理委員会と連携して具体的検討を行い、本年中に結論を得る。</p>	<p>総務省</p>